（品質管理の実施の記録の保存）

第百六条　指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第百八条　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類

３　［略］

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準）

第百九条　法第四十三条の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で研開炉技術基準規則に定める基準に適合するものとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第百十条の二　法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～十　略］

十一　廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（第百十一条及び第百二十一条において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十二・十三　略］

十四　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十五・十六　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十一条　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　性能維持施設

［七～十一　略］

十二　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

２　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～八　略］

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　［略］

（品質保証の実施の記録の保存）

第百六条　指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第百八条　［同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

三　延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類

３　［同上］

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準）

第百九条　法第四十三条の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）に定める基準に適合するものとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第百十条の二　［同上］

［一～十　同上］

十一　第百十一条第一項第六号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十二・十三　同上］

十四　廃止措置に係る品質保証計画

［十五・十六　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十一条　［同上］

［一～五　同上］

六　廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下この条において「性能維持施設」という。）

［七～十一　同上］

［号を加える。］

２　［同上］

［一～八　同上］

九　品質保証計画に関する説明書

十　［同上］